

2024年度

大和市立つきみ野中学校
学校いじめ防止基本方針

大和市立つきみ野中学校

はじめに

今日の著しい社会状況の変化のなかで、子どもを取り巻く問題は複雑化・多様化してきています。これまで顕在化していなかったSNS等インターネット上のいじめといった、新たな課題も生じてきました。そうしたなかで、いじめ防止の視点からのさらなるいじめ防止教育の推進や地域との連携を進めることが必要になってきています。

大和市では、自然と人間との健全な調和のとれた輝かしい未来をめざす大和市民憲章のもと、家庭や学校をはじめ、地域社会が一体となり、心身ともに明るくたくましい青少年の育成のための施策を推進してきました。また、「大和市ストップいじめ宣言」及び「大和市学校教育基本計画」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、解消に向けて、市民や関係機関等と協力しながら、様々な取組を推進してきました。

このようななか、平成25年（2013年）9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。法の施行から5年（2018年）が経過し、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改訂されました。それに伴い「神奈川県いじめ防止基本方針」も改訂され、その内容を反映させるため本校でも「学校いじめ防止基本方針」を改訂しました。『軽微ないじめを見逃さない』『いじめられた側の思いに寄り添う』『喧嘩もいじめとしての要素が内在していないか疑う』などが改訂点です。改訂後令和2年度（2020年）令和3年度（2021年）は丁寧な見取りを行い、早期対応ができていたと考えます。

しかし、全国では令和5年（2023年）10月4日に発表されたいじめ重大事態の件数は923件であり、前年度に比べ217件（30.7%）増加であり過去最多となりました。増加の要因として、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことによる積極的な認定や保護者の意向を尊重した対応がなされていると考えることもできますが、令和5年に、全国の警察が摘発した小中高生のいじめが絡んだ事件は、前年から116件増え、過去10年で最多の292件だったことも少年少女の非行に関する警察庁のまとめでわかりました。

いま求められていることは、現象としての『いじめ問題』の解決に終始する指導ではなく、生徒たちが持ち続けている『心のなかの静かな荒れ』に注目し、日々それに対する手当をし、その指導が土台にある上での『いじめ対応』ではないかと考えます。日々のコミュニケーションを大切にし、子どもの心の中にある閉塞感や不満に、いち早く気が付くということが『いじめ』の解決につながっていくということです。

つきみ野中学校いじめ防止等の対策を推進する6つのポイント

いじめは、子どもの生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為です。つきみ野中学校では、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得るとの認識のもと、教職員が組織的に対応していきます。加えて、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、これを解決に導いていきたいと考えます。つきみ野中学校では、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、以下の6つのポイントを念頭に、いじめ防止対策を推進していきます。

ポイント1 軽微ないじめも見逃さない

『つき中では教職員の鋭敏な感覚によっていじめの認知していきます』

- 行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという「いじめ」の定義に基づき、学校として確実にいじめを認知していきます。
- 全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、いじめの件数が多いことは問題であるという誤った認識を払拭し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめも見逃さずに、これを的確に認知していきます。

ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となつてとり組む

『つき中では「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応を行います』

- 軽微な段階でいじめを解決に導くためには、学級担任等が気付いた子どもの気になる様子や子ども同士のトラブルについて、学校が迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行います。
- 「いじめ防止対策推進法」の規定により、設置されている「学校いじめ対策委員会」の役割を明確にし、教職員は、この委員会への報告・連絡を欠かさずに行うことにより、あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現します。

ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子どもを守り通す

『つき中では教育相談体制を充実させます』

- 被害の子どもが、「大人に伝えたら、もっといじめられる」と考えたり、周囲の子どもが「自分もいじめの対象になる」と考えたりするなど、いじめについて大人には相談しづらいという状況を改善するため、定期教育相談体制（年間3回）を充実させていきます。
- 子どもからの訴えを確実に受け止め、相談した子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、日常から、子どもの不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を確立していきます。このことにより、子どもが教職員を信頼し、リアルタイムな日常教育相談体制ができあがると考えます。

ポイント4 子どもたち自身が、いじめについて考え行動できるようにする

『つき中では子どもたち自身がいじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成にとり組みます』

- いじめ問題を解決のため、子どもたち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることを目指します。
- 全ての教育活動を通じて、子どもたちの自己肯定感を育むとともに、望ましい集団活動の中で、自尊感情をもてるよう適切な指導を心がけます。その上で、道徳や特別活動等の充実を通して、子どもたちが、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、行動する機会を設定するとともに、教職員が子どもの活動を励まし、支援していきます。

ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

『つき中ではいじめの解決にむけ、保護者との信頼関係に基づき対応していきます』

- いじめ問題を解決するためには、学校は、被害及び加害の子どもの双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応していくことが必要です。
- 日常から、全ての保護者に対して、「いじめ」の定義を踏まえ、いじめはどの学校どの子どもにも起こり得る問題であることを説明するとともに、「学校いじめ防止基本方針」の内容を周知します。いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えるなどして、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努めます。

ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する

『つき中では地域、関係機関等と連携し、いじめを解決します』

- いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、学校がいじめを迅速かつ的確に解決できるようにするために、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応することが必要であると考えます。
- 教職員、PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担し、被害の子どもを支援したり、加害の子どもの反省を促す指導を行います。

1. つきみ野中学校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

<つきみ野中学校のいじめ防止に関する基本的な姿勢>

いじめは、子どもの心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為です。すべての子どもたちが安心して生活し、共に学び合う環境を社会全体で作っていくことが求められています。学校、家庭、地域社会にあつては、子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、いじめの未然防止と早期解消に取り組まなくてはなりません。

つきみ野中学校では、「いじめは絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて子ども一人ひとりに徹底します。また、情報モラル教育の充実に努めるとともに、小中学校が連携を深め、継続的な指導と個に応じた支援を充実させます。

いじめ防止のためには、全ての生徒が充実した学校生活を送ることが大切です。そのためには、全ての生徒が参加できる「わかる授業」の工夫に努めます。

また、日頃から子どもが発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。また、アンケート調査や個人面談等を通して、子どもの悩みや保護者の不安を積極的に受け止められるよう、日頃からの信頼関係の構築に務めます。

さらに、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分に認識して、教職員だけでなく、すべての関係者が連携して未然防止と解消に当たります。

<いじめの禁止>

本校生徒は、いじめを行ったり、見過ごしたり、傍観したりしてはいけません。

<いじめの定義>

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
平成18年度変更

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。
平成24年度追記

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
けんか やふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
平成29年加筆

- (注1) 「いじめられた生徒の立場に立つて」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視するということである。
- (注2) 「一定の人間関係のある者」とは、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

<学校及び職員の責務>

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

教職員一人ひとりがつらい思いをしている生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止めるための力の向上を図ります。

学校と保護者は生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図ります。

2. いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ①生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ②生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動を支援します。
- ③交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ④いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ⑤生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかわる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ①いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ・生徒対象いじめアンケート調査 年3回（7月頃・12月頃・3月頃）
 - ・生徒対象生活アンケートの実施 年3回（4月頃・8月頃・1月頃）
 - ・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査 年3回（4月頃・8月頃・1月頃）
 - ・積極的な『STANDBY』アプリの導入 ※5月全学年アプリのインストール促進

Stand Byとは
「助けたいとき、助けてほしいとき、いつでもどこでも報告・相談できる環境をつくる」、これがスタンドバイ株式会社のビジョンです。
※以前のSTOPItと同じ

- ②生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ・スクールカウンセラーの活用
 - ・いじめ相談窓口の設置
1年瀬沼先生 2年佐藤貴斗先生 3年岩村先生 学校小桐間先生
- ③相談・通報のあった事案および、生徒の日常のようすに対し「いじめ対策委員会」を通して情報共有に努めます。
- ④いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ①いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、 すぐにいじめをやめさせます。
- ②いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。

- ③いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ④いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせるなどの措置を講じます。

『必要が認められるとき』とは

同じ学級であり、学級内の人間関係などを考慮したとき『被害者が緊張してしまう状況や学校を欠席したくなってしまいう状況』及び『いじめ対策委員会』『学年会』においてその必要性を確認したとき。ただし、必ず加害生徒の保護者に別室指導の理由及びその期間を説明し、家庭においても学校の指導方針及び意図に沿う形の助言をお願いします。

- ⑤いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ⑥はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ⑦いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ⑧犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、**市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。**[重大事案への対応]
- ⑨好意から起きるケースなどは「いじめ」という言葉を使用しないで指導することもあります。が、「いじめ」として認知します。
- ⑩いじめの解消については、いじめに係わる行為がおおむね3ヶ月以上止んでいることに、加えていじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこととします。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3. 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、週に1回程度開催します。また、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「いじめ対策委員会」の構成

校長・教頭・生徒指導主事・教育相談コーディネーター・学年生徒指導担当
特別支援教育担当・養護教諭で構成する。

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ①いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正・いじめに関する相談・通報への対応
- ②いじめの判断と情報収集

③いじめ事案への対応検討・決定

④いじめ事案の報告

4. 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ調査委員会」の構成

校長・教頭・生徒指導主事・教育相談コーディネーター・学年主任・学年生徒指導担当
特別支援教育担当・養護教諭・スクールカウンセラーで構成する。

※事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

①発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

②調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明

③大和市教育委員会への調査結果報告

④調査結果の説明について、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5. その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の内容を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

①いじめの早期発見に関する取組みに関すること

②いじめの再発を防止するための取組みに関すること

③いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係わるとりくみ

④定期的なアンケート

⑤いじめ防止に係わる実践的な教職員研修の実施について